# 久留米市 屋外広告物許可申請 Q & A

- O 「久留米市屋外広告物許可申請 Q&A」は、屋外広告物を表示・設置するに当たり、屋外広告物関係法令に係る基本的な取扱いを示したものです。
- O 屋外広告物の表示・設置をするに当たっては、屋外広告物の形態や設置する周囲の状況などにより個々に判断する場合もあることから、具体的な取扱いについては事前に都市計画課にご相談ください。 なお、屋外広告物に関する基本的な事項及び許可申請の手続きなどについては、「久留米市屋外広告物の手引き」でご確認ください。
- 資料における法は屋外広告物法を、**条例**は久留米市屋外広告物条例、規 則は久留米市屋外広告物条例施行規則を指します。

令和 3年 7月 改正

久留米市 都市建設部 都市計画課

# 目 次

	質問項目	ページ
1	屋外広告物について(用語の定義)	1
	-1 屋外広告物とはどのようなものか	1
	-2 屋外広告物にはどのような種類があるのか	2
	-3 表示者、設置者、管理者、広告主とは	3
	-4 自家用広告物、自己管理用広告物とは	3
2	屋外広告物としての扱いについて(屋外広告物に該当するか否か)	4
	-1 人に手渡しするビラやチラシ	
	-2 建物で囲まれた空地(中庭など)や改札口内部に面した看板	
	-3 地下道に設置される看板	4
	-4 屋外で表示する絵画や写真	·
	-5 駐車場を案内する「P」(駐車場)や「→」(矢印) などのサイン	
	-6 個人名や会社名が彫られた岩や石	
	-7 企業などのコーポレートカラー	
	-8 音楽や音声など音による宣伝	
	-9 建物の壁面に投影される映像など	5
	-10 クリスマスツリーやこいのぼり	
	-11 数時間しか表示しない場合	
	-12 窓ガラスの内側(屋外側)から屋外に向けて表示する場合	
		0
3	広告物の許可について(許可の要不要)	6
	-1 屋外広告物の許可が必要なもの、不要なものはどういったものか	6
	-2 屋外の自動販売機に商品名や企業名を表示する場合	_
	-3 自動車に広告物を表示する場合	7
	-4 イベント会場に設置する広告物	
	-5 地域の祭りの際に表示する広告物	
	-6 ガソリンスタンドのキャノピー下に表示する広告物	
	-7 ガソリンスタンドの「セルフ」表示	8
	-8 工事の仮囲いや足場に広告物を表示する場合	
	-9 表示面を白版や広告募集とする場合	
	-10 選挙ポスター	9
	-11 販売中の戸建てモデルハウス敷地内にあるのぼり旗や立看板	

# 目 次

	質問項目	ページ
4	広告物の許可について(申請者・審査期間・手続き等)	10
	<ul> <li>計可申請書の申請者欄には広告物の表示又は掲出物件の設置を請け負っている広告物業者を記載するのか</li> <li>貸看板のように広告業者が独立広告を設置又は所有し、広告主を募集して広告物を表示する場合の許可の申請者は誰か</li> <li>新たに広告物を表示する場合は、いつまで許可を申請すればよいか</li> <li>無許可の広告物や、更新許可を受けていない広告物を申請したいが、どのように申請すればよいか</li> <li>許可期間は、広告物の種別によって異なるのか</li> </ul>	10
	-6 壁面に取り付ける懸垂幕を3か月間表示する場合の申請	
	-7 独立広告に取りつく懸垂幕の許可期間は	11
	-8 許可期間が異なる広告物(3年と1月)の申請をまとめて1件で行ってよいか	' '
	-9 許可期間の末日を12月31日や3月31日等特定の日に指定したい	
	-10 広告物の表示や掲出にあたって、屋外広告物の許可の他にどのような手続きが必要か	10
	-11 継続して広告物を表示する場合は、いつまでに更新の申請をすればよいか	12
	-12 許可を受けた者とは異なる者による更新の許可申請は可能か	
	-13 更新の許可申請を忘れないように事前に知らせてほしい	
	-14 許可申請に必要な書類は	13
	-15 郵送での申請は可能か	
	-16 申請書類はどこでもらえる(ダウンロードできる)のか	
5	面積の算定、手数料について	14
	-1 屋外広告物許可手数料について	14
	-2 表示面が複数ある広告物の面積及び手数料の算定	1 -
	-3 広告物の表示面を白地のまま設置する場合の面積の算定	
	-4 立体的な広告物の面積及び手数料の算定	15
	-5 面積算定時の小数点以下の処理方法	
6 3	要要等の許可について	16
	-1 変更許可が必要となる場合について	
	-2 既存の広告物に新たに照明を取り付けるが、変更許可は必要か	
	-3 変更許可を申請する場合、許可期間は変更できるのか	16
	-4 変更許可の申請に当たって、手数料は必要か	
	-5 既存の表示面が退色しているため、規格、意匠及び構造を変えずに表示面を交換する場合、変更等の許可は必要か	
	-6 現在の規格基準の施行前に許可を受けて表示されている広告物の 板面を交換・張替する場合は、現在の規格基準が適用されるのか	17

# 目 次

	質問項目	ページ
7	広告物を表示できない「禁止地域」及び「禁止物件」について	18
	-1 禁止地域とは	
	-2 禁止地域はどこで確認できるのか	
	-3 禁止地域にある店舗は、看板を設置・表示できないのか	18
	-4 九州自動車道に係る禁止地域だが、周りの建物で遮られて道路か	
	らは見えないので看板を設置可能か	
	-5 禁止物件とは	
	-6 休日(土日祭日)に限って、はり紙を電柱に貼付できるのか	19
	-7 のぼり旗やはり紙は、歩道橋や歩道柵、街路樹に表示できるのか	
8	広告物の大きさや高さの基準について	20
	-1 表示できる広告物の大きさや高さの許可基準について	
	-2 敷地が複数の地域区分にわたる場合の許可基準について	20
	-3 塀に広告物を取り付ける場合や、塔屋の広告などは、どの種類になるのか	
	-4 独立広告や屋上広告の許可基準の高さには、外付けの付属照明は 含まれるか	
	-5 屋上広告の許可基準にある建築物の高さは、高さが一定でない 場合、どの部分になるのか	21
	-6 建物の塔屋の上に広告物を表示する場合の建物の高さは	
	-7 壁面広告での壁面面積にはガラス窓面部分も含めてよいか	
	-8 多面形の建物に広告物を表示する場合の壁面面積の取扱い	
	-9 壁面に設置する広告板の一部が建物上部から突出する場合の 許可基準について	22
	-10 懸垂幕を独立広告に共架する場合や、壁面に設置する場合の 許可基準について	
	-11 コンビニ壁面の帯状のコーポレートカラー部分にも許可基準が 適用されるのか	23
	-12 独立広告の一部の表示面を白地で設置する場合の表示面積	
	-13 色彩基準の地色とは	

	巻末別紙		
別紙 1	久留米市屋外広告物許可申請における提出書類チェックリスト		
別紙2	別紙2 久留米市屋外広告物許可手数料		
別紙3	別紙3 久留米市屋外広告物の禁止地域及び地域区分図		
別紙4	久留米市屋外広告物の許可の基準		

#### 1 屋外広告物について(用語の定義)

### 1-1 屋外広告物とはどのようなものか

「屋外広告物」は、法第2条に定義されており、次の4つの要件を全て満たすものです。

(1) 常時又は一定の期間継続して表示されるものであること

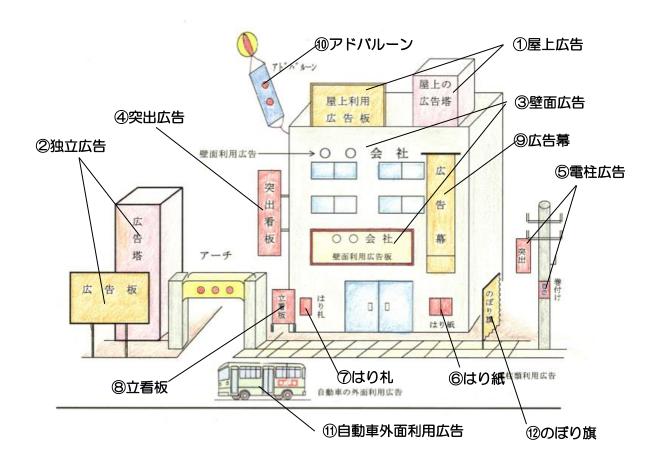
表示される期間の長短にかかわらず物件に定着して表示されるものであり、また、一定の観念、イメージを伝えるものに限られます。

- (2) 屋外で表示されるものであること 屋外とは建物などの外側をいい、屋外で表示されるものに限られます。
- (3) 公衆に表示されるものであること

単に不特定多数の人に対し表示されることではなく、例えば建物で囲まれた中庭に向けて表示するものは公衆に表示されるものには当たりません。

(4) 看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物 等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものであること。

看板や立看板など、それ自体が屋外広告物であるものや、屋外広告物の表示を目的としていない塀など表示に利用したものも屋外広告物に当たります。



# 1-2 屋外広告物にはどのような種類があるのか(久留米市の場合)

種類	<b>仕</b> 様
   ①屋上広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広告
	塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、 <u>建物の屋上</u> に設置されたもの
  ②独立広告	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広
	告塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、 <u>地上に設置</u> されたもの
	木又は金属等の耐久性のある材料を使用して作成された広告板や広
③壁面広告	告塔、屋外ビジョン・電光ニュース等で、建物又は工作物の <u>壁面(壁</u>
	<u>面の類を含む)に設置</u> されたもの
4 突出広告	建物若しくは工作物の壁面(壁面の類を含む)又は天井から突き出し
	て取り付けられたもの(例:袖看板、吊り下げ看板など)
	電柱を利用し、以下の掲出方法で表示するもの
	① 突出:耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱より
5電柱広告	突き出して取り付けられたもの
	② 巻付:耐久性のある材料を使用して作成されたもので、電柱に巻
	き付けて安全に固定されたもの
	③ 塗付:電柱に直接塗装したもの
@ I+ 10 4rr	紙若しくはビニール製等で作成された、又はこれらを袋状のものに
⑥はり紙 	入れ、若しくはビニール等で密封されたもの(ラミネート・パウチ加
	工など)で、建物又は工作物に張り付け又は取り付けられたもの
	段ボール、ベニア板、プラスチック板等に紙を貼り、若しくは取り付
⑦はり札	け、又は直接塗付け、若しくは印刷し、容易に取り外すことができる
	状態で建物又は工作物に取り付けられたもの
	木わく等に紙張り若しくは布張りをし、又はベニヤ板、プラスチック
@ + <b>-</b>	板その他これらに類するものに紙を張り、容易に取り外すことがで
◎ 立看 板 ┃	きる状態で立てられ、又は建物若しくは工作物に立て掛けられ又は
	取り付けられたもの(パンフレットやチラシ等を掲出するものも立
	看板に含まれる。)
	布又は網等を使用して作成されたもので建物又は工作物その他広告
⑨広告幕	物を掲出する物件を利用して取り付けられたもの(例:バナー広告、
	横断幕、懸垂幕)
⑩アドバルーン	気球本体又は布若しくは網等を取り付けた気球を浮揚させるもの
⑪自動車外面	電車、バス、又はトラック等の車体を利用したもので、一定の枠内に
利用広告 表示するものやフィルム等を車体に貼り付けるものなど	
  ⑫のぼり旗	布等の周囲を竿状のものに通すなどして取り付けたもので、容易に移
- 07 IO 7 IIA	動させることができ、又は取り外しができる状態で掲出されたもの。

#### 1-3 表示者、設置者、管理者、広告主とは

- ・表示者とは、広告物(広告が表示されている部分)を表示する者。
- ・設置者とは、掲出物件(上記の広告物を取り付ける物件、広告塔・広告板等)の設置 について最終的に責任を負うべき者(屋外広告物業者等)。
- ・管理者とは、広告物又は掲出物件を良好な状態に保つよう、補修その他必要な管理を 行う者。
- 広告主とは、当該広告物の表示について最終的に責任を負うべき者。

屋外広告物の許可申請を行う者(許可を受けるべき者)は、広告主又は管理者となります。

# 1-4 自家用広告物、自己管理用広告物とは

- ・自家用広告物とは、自己の店名、事業、営業の内容を表示するもので、自己の事業所、 事務所、営業所等に設置する広告物等。
- 自己管理用広告物とは、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示する広告物等。
  - ●「入居者募集 ○○不動産」や「利用者募集 ○○不動産」と表示された広告物は、 その物件が○○不動産の所有でなく、賃貸や管理のみを委託されている場合には、 自己の事業所等に該当しないため、自家用広告物には該当しません。
  - ●「P(駐車場)」や「管理地」と表示された広告物は、管理用広告物となりますが、 店舗名や企業名の記載が強調されている場合は管理用広告物に該当しないと判断す る場合があります。

#### 2 屋外広告物としての扱いについて(屋外広告物に該当するか否か)

## 2-1 人に手渡しするビラやチラシ

人に手渡しするビラやチラシ類は屋外広告物に該当しませんが、これらを電柱や塀などに貼り付けるなど定着した時点で屋外広告物になります。

# 2-2 建物で囲まれた空地(中庭など)や改札口内部に面した看板

屋外で公衆に表示されていることが屋外広告物に該当する要件の一部になりますが、 単に公衆に対して表示することだけでなく、表示の状況等を考慮した上で屋外広告物と して扱いを判断することになります。

これにより、中庭などの建物で囲まれた空地に向かって表示する広告物は、建物を利用する人に限定して表示されているものであることから、建物の外部に表示されていても屋外広告物に該当しません。同様にスタジアムの中や駅等の改札口の内側にある広告物も屋外広告物に該当しません。

#### 2-3 地下道に設置される看板

地下道や地下街のうち、一般公共の用に供される地下歩道の部分については、建築物ではなく、地下の工作物と解され、これらの場所に掲示されているものは、屋外広告物に該当します。

#### 2-4 屋外で表示する絵画や写真

絵画又は写真の屋外での表示は、表示する内容とこれを表示する広告主の事業等に関係がなくても一定の観念やイメージ等を伝達することを目的としていることが認められる場合は屋外広告物に該当します。

#### 2-5 駐車場を案内する「P」(駐車場)や「→」(矢印)などのサイン

「P」や「→」などのサインは、一定の概念、イメージ等を表示することを目的としていることから屋外広告物に該当します。

### 2-6 個人名や会社名が彫られた岩や石

岩石や樹木等の自然物を利用したものであっても、個人名や会社名などの一定の概念、 イメージ等を表示することを目的としていると判断される場合は屋外広告物に該当しま す。

## 2-7 企業などのコーポレートカラー

コーポレートカラーのみの場合、一定の観念、イメージが表示されているとはいえず、 屋外広告物には該当しません。

# 2-8 音楽や音声など音による宣伝

音響による広告は、看板等に表示されたものでなく、また、広告板や工作物等に掲出されたものではないため屋外広告物には該当しません。ただし、環境騒音などの他法令に関する規制については、この限りではありません。

### 2-9 建物の壁面に投影される映像など

プロジェクションマッピング等の固定された機器により建物の外壁等に投影され、一定の観念やイメージ等を表示することを目的として表示されたものは、屋外広告物に該当します。また、その他法令に関しても規制の対象となる可能性があります。

## 2-10 クリスマスツリーやこいのぼり

クリスマスツリーやこいのぼりは、社会通念上、特定の慣習に係る固有なものとして 認知されていることから屋外広告物に該当しませんが、これらに企業名や商品名、広告 塔が表示されると屋外広告物になる場合があります。

### 2-11 数時間しか表示しない場合

数時間しか表示していない場合も一定の期間継続して表示されていることになり、屋外広告物に該当します。

(例)営業時間中やイベント開催中のみ設置している立看板など

#### 2-12 窓ガラスの内側(屋外側)から屋外に向けて表示する場合

広告物が屋内に表示されている場合は、原則として屋外広告物には該当しませんが、 屋外に向け表示するショーウィンドウや掲示板等で屋外から広告物を出し入れするもの は屋外広告物に該当します。

# 3 広告物の許可について(許可の要不要)

# 3-1 屋外広告物の許可が必要なもの、不要なものはどういったものか

条例の適用が除外される広告物(下表(1)(2)参照)以外の屋外広告物を表示、掲出する際は、全て許可が必要です。

# (1) 許可を受けることなく、禁止地域、禁止物件又は許可地域に表示できるもの

①法令の規定によるもの	道路法、道路交通法、建設業法、消防法 等		
②選挙運動用ポスター等	公職選挙法による選挙活動のために使用するポスター、看板		
③公共広告物	国又は地方公共団体が表示するもの		
	(はり紙等の簡易な広告物以外は市長との事前協議により同意な		
	得られたものに限る)		
④寄贈者名等表示広告物	公益上必要なものに寄贈者名を表示するもの		
	(国又は地方公共団体が寄贈を受ける施設又は物件で、		
	表示面の 1 / 2 0 以下かつ 0 . 5 ㎡以内のもの)		

# (2) 許可を受けることなく、禁止地域、許可地域に表示できるもの

自己の事業所などの建物やその敷地内に、自己の氏名や名称(会		
社名等)、事業内容を表示するもので、一定の面積以内のもの		
禁止地域内: 表示面積の合計が5 ㎡ 以内のもの		
許可地域内: 表示面積の合計が 1 5 ㎡ 以内のもの		
(例:分譲・賃貸マンション名、		
自己所有のアパートに「入居者募集」と表示する場合など)		
自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するも		
ので、表示面積の合計が 5 ㎡以内のもの		
(例:〇〇建設用地、〇〇会社管理地、資材置場〇〇商事、売地、		
関係者以外立入禁止など)		
※ただし、管理上の必要がない、営利を目的とした表示内容と判		
断される場合は、管理用広告物に該当せず、許可が必要です。		
工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないもの		
(例:施工会社の記載、工程表など)		
※「入居者募集中」や「〇月〇日オープン」は営利目的にあたる		
ため、許可が必要です。		
冠婚葬祭や祭礼のために一時的に表示するもの。		
講演会、音楽会などのため、一時的に会場の敷地内に表示するもの		

- ※表示面積の合計とは、単体の広告物単体ではなく、敷地内(同一住所内)にある広告物の表示面積の合計になります。
- (同一住所内で、A店舗5㎡、B店舗10㎡、C店舗20㎡の広告物がある場合等においては、同一住所内の表示面積の合計が35㎡となり、15㎡を超えるため、A・B・C店舗全て屋外広告物の許可が必要になります)
- ※適用除外の基準を超えた場合は申請が必要です。その場合、全体が申請対象となります。
  - 例)自家用広告物の合計が16㎡の場合、16-15=1とはなりません。16㎡で申請します。
- ※事業所・営業所等の土地とは別に、周辺の土地に専用の駐車場がある場合は、同一敷地内として取り扱います。

## 3-2 屋外の自動販売機に商品名や企業名を表示する場合

屋外にある自動販売機に表示する商品名や企業名(以下「商品名等」という。)は、公衆に対して表示されていると認められることから屋外広告物に該当し、この場合、同自動販売機は販売を目的とする営業所に類するものとして扱い、商品名等は自家用広告物であることから表示する面積が15㎡以内(禁止地域は5㎡以内)であれば許可は不要です。

しかし、企業の営業所などの敷地内に設置されている自動販売機にその企業の広告を表示し、敷地内の表示面積の合計が15㎡を超える場合には、許可が必要になります。

#### 3-3 自動車に広告物を表示する場合

他者の名称や事業内容を表示する、いわゆるアドトラックの場合は、表示する面積にかかわらず許可が必要ですが、自己が所有する自動車に自己の名称や事業内容等を表示する場合は自家用広告物に該当するため、表示する面積が10㎡以内であれば許可は不要です。

なお、許可の申請は、自動車検査証(車検証)に記載されている使用の本拠がある所在地(記載がない場合は所有者又は使用者の住所)の地方公共団体になりますので、久留米市以外の場合は各地方公共団体にご相談ください。

#### 3-4 イベント会場に設置する広告物

講演会、展覧会、音楽会などの各種イベント時の広告物は、そのイベント会場又は施設の敷地内にいる観客や聴衆などに向けて表示するものに限っては許可は不要であり、 敷地内に設置されているが敷地外の公衆に向けて表示する広告物は許可が必要です。

なお、許可の要不要にかかわらず広告物の大きさや高さなど許可基準は適用されるため、例えば立看板を設置する場合には、高さ2mを超えるもの等は設置できません。

#### 3-5 地域の祭りの際に表示する広告物

地域の祭りなど慣例的な行事に際して表示される広告物は、許可は不要です。また、婚礼、葬儀及び祭祀のほか、水の祭典や筑後川花火大会において表示される広告物も許可は不要です。

ただし、これらの行事に係るはり紙、はり札又は立看板も電柱や街灯柱などには表示できません(禁止物件(「7-5」参照)にあたるため)。

## 3-6 ガソリンスタンドのキャノピー(柱のみで壁がない屋根部)下に表示する広告物

キャノピーの下で建築基準法上の床面積が発生する部分にある広告物については、「屋内」とみなし、屋外広告物として扱いませんので、許可は不要です。

## 3-7 ガソリンスタンドの「セルフ」表示

消防法にて表示が定められているものになっておりますので、許可は不要です。 しかし、「セルフ」以外の広告物については許可が必要になりますのでご注意ください。

#### 3-8 工事の仮囲いや足場に広告物を表示する場合

工事用の仮囲いや足場に表示する広告物は、工事期間中に表示されるもので、営利を目的としないものは許可は不要です。しかし「入居者募集」「販売中」などの営利を目的とした表示がされている場合には許可が必要となります。

ただし、他の法令の規定により表示する広告物は、許可は不要です。

【他法令による広告物の例】

- ・建設業の許可票
- ・ 建築基準法による確認済証
- 労災保険関係成立票

#### 3-9 表示面を白版や広告募集とする場合

白版の部分に、広告物が再度表示されることが明らかである場合には、許可が必要です。表示面積も白版全体の面積で計上してください。

同様に「広告募集」と表示する場合は広告物が再度表示されることが明らかであるため、許可が必要です。

なお、白版や広告募集の表示面に新たに広告物を表示する場合は、変更の許可が必要です。

#### 3-10 選挙ポスター

公職選挙法による選挙期間中に使用される広告物(選挙ポスター)や選挙管理委員会の証紙等が貼付された広告物は、許可は不要です。

ただし、公職の候補者が行う演説会の開催案内など、政治活動のために使用されるポスターや後援団体の政治活動ポスター等は許可が必要になります。

#### 3-11 販売中の戸建てモデルハウス敷地内にあるのぼり旗や立看板

そのモデルハウス内に従業員等が常駐していない場合、その建物は自己の事業所、事務所、営業所等に該当せず、敷地内ののぼり旗や立看板等は自家用広告物となりません。 よって面積に関わらず許可が必要になります(1-4、3-1 参照)。

また、モデルハウス内に従業員等が常駐する場合においては、自家用広告物に該当するため、表示する面積が15㎡以内であれば許可は不要です。

なお、従業員等が常駐しない建物において、のぼり旗や立看板等を設置する際には、設置状況や管理状況についての確認を行います。確認の結果、強風などによる転倒や飛散への対応が不十分と判断される場合には、禁止広告物として設置を認められない場合があるため、ご注意ください。

# 4 広告物の許可について(申請者・審査期間・手続き等)

# 4-1 許可申請書の申請者欄には広告物の表示又は掲出物件の設置を請け 負っている広告物業者を記載するのか

申請者は、広告物又は掲出物件の表示又は設置を請け負った屋外広告物業者ではなく、 表示又は設置することを決定し、広告業者に表示または設置することを依頼した者(広 告物の所有者やスポンサーなど)になります。

# 4-2 貸看板のように広告業者が独立広告や屋上広告等を設置又は所有し、 広告主を募集して広告物を表示する場合の許可の申請者は誰か

基本的に独立広告、屋上広告等の設置者、所有者が許可を受けることとなります。

## 4-3 新たに広告物を表示する場合は、いつまで許可を申請すればよいか

広告物又は掲出物件を新たに表示又は設置する場合や変更又は改造(以下「変更等」という。)する場合は、事前に他法令等により定められた届け出や規制等について確認を行い、工事施工前に許可を申請し、許可書の交付を受ける必要があります。

許可書を交付するまでの期間は許可申請書を受理してから、概ね10日程度(祝休日除く)要します。ただし、添付書類の不備等があった場合は、さらに日数がかかることがあります。余裕をもって申請してください。

# 4-4 無許可の広告物や、更新許可を受けていない広告物を申請したいが、 どのように申請すればよいか

新規の許可申請が必要です。なお、許可期間は許可日より3年以内となります。

なお、申請に先立ち、管理者による点検を実施していただき、屋外広告物自主点検結 果報告書(第3号様式)の添付が必要です。

#### 4-5 許可期間は、広告物の種類によって異なるのか

広告物の種類による許可期間は、下表のとおりです。

広告物の種類	期間
はり紙、はり札、立看板、のぼり旗、	1月以内
広告幕、アドバルーン	
上記以外の堅固な広告物	3年以内
(独立広告、壁面広告など)	3 牛以四

#### 4-6 壁面に取り付ける懸垂幕を3ヵ月間表示する場合の申請

懸垂幕(広告物の種類は広告幕)の許可期間は1月以内となっているため、継続して 3ヵ月間表示する場合は、当初新規での許可を得た後で、2回更新許可をしていただく 必要があります。

許可書に記載している許可満了日の10日前までに更新の許可を申請してください。 (例:4月1日~6月30日までの間、懸垂幕を表示する場合は、

- ① 3月20日までに新規許可申請を行い、 許可を得て(許可期間 4/1~4/30)、4月1日に設置する
- ② 4月20日までに更新許可申請を行い、許可を得る(許可期間 5/1~5/31)
- ③ 5月20日までに更新許可申請を行い、許可を得る(許可期間 6/1~6/30))

## 4-7 独立広告に取り付く懸垂幕の許可期間は

独立広告に懸垂幕(広告幕)が取り付く場合でも、許可期間は1月以内となります。 なお、許可申請は許可期間が異なる場合は1件で申請できないため、それぞれ別にご申 請ください(4-8 参照)。

# 4-8 許可期間が異なる広告物(3年以内と1月以内)の申請をまとめて1 件で行ってよいか

許可期間が異なるため、まとめて1件での許可申請はできません。それぞれ分けて許可申請を行ってください。(許可期間については 4-5 を参照)

敷地内に独立広告12㎡と壁面広告5㎡とバナー広告(広告幕)2枚がある場合、独立広告12㎡と壁面広告5㎡は許可期間が3年で、バナー広告2枚は許可期間が1月となります。よって独立広告と壁面広告での許可申請と、バナー広告2枚での許可申請とそれぞれ分けてご申請ください。

## 4-9 許可期間の末日を 12月 31日や 3月 31日等特定の日に指定したい

広告物の種類に応じた許可期間内(3年以内、1月以内)であれば、屋外広告物許可申請書の「5 表示(設置)期間」の欄にて末日を指定することが可能です。

# 4-10 広告物の表示や掲出に当たって、屋外広告物の許可の他にどのよう な手続きが必要か

法令等により必要となる主な手続きは下表のとおりです。これらに該当する場合は、 必ず事前にこれらの窓口で所要の手続きを行い、許可申請書の「7 他法令による許可」 の欄に同手続きに係る受付状況等を記載してください。

また、他者が所有又は管理する土地や物件に広告物を表示する場合は、許可を申請する前に土地や物件の所有者又は管理者等の承諾を得た上で、土地使用契約書や承諾書を屋外広告物許可申請書に添付ください。

主な他法令等による手続きの窓口				
内容	申請等の手続き	窓口(担当部署・機関)		
道路上に設置するとき	道路占用許可申請	各道路管理者(国·県·市道等)		
工事等で道路を使用するとき	道路使用許可申請	所轄警察署交通課		
高さが4mを超えるとき	工作物確認申請	久留米市 建築指導課		
防火地域内に設置するとき	看板等の防火措置	指定確認検査機関		
地区計画区域内で届出対象と	地区計画の区域内にお	久留米市 都市計画課		
なるとき	ける行為の届出			
景観計画区域内で届出対象と	早知計画の尺山			
なるとき	景観計画の届出 			
風致地区に設置するとき	風致地区内行為許可申請書			
気球(アドバルーン)を設置するとき	水素ガスを充てんする			
メスタン・イングーン/を改画すること	気球の設置届出	   所轄消防署予防課		
ネオン管灯整備を設置するとき	ネオン管灯設備設置届	別 #5 月 必 看 」2 必 味		
インノ目が歪曲を改画すること	出			

# 4-11 継続して広告物を表示する場合は、いつまでに更新の申請をすればよいか

更新の許可においては、許可満了日の10日前までに更新の許可を申請する必要があります。なお、許可満了日の前に更新の許可をする場合でも許可期間満了日から継続する期間で許可書を交付します。

# 4-12 許可を受けた者とは異なる者による更新の許可申請は可能か

広告物の許可は、広告物を表示する者に対して許可するものです。

したがって、許可を受けた者とは異なる者が更新の許可を申請することはできません。 <u>屋外広告物設置者変更届(第7号様式)</u>を出していただいた上で、更新許可申請を行ってください。もしくは新規の許可申請をしていただくことになります。

また、代表者名や住所等が変わった場合には、<u>屋外広告物表示者等氏名・住所変更届</u> (第5号様式)を出していただいた上で、更新許可申請を行ってください。

#### 4-13 更新の許可申請を忘れないように事前に知らせてほしい

許可更新については、基本的に申請者や管理者にて管理していただくこととなります。 しかしながら、屋外広告物適正化推進の一環として、許可の期間が満了する月の概ね 1~3ヵ月前に申請者宛てに更新の案内を送付しています。

(許可の期間が1月以内になる簡易広告物は除きます。

4~6月分は3月初旬、7~9月分は6月初旬、

10~12月分は9月初旬、1~3月分は12月初旬に送付します)。

#### 4-14 許可申請に必要な書類は

久留米市屋外広告物許可申請の種類は、新規・変更・更新とあり、それぞれ提出書類が異なります。巻末<u>別紙 1</u>に「提出書類チェックリスト」を載せておりますので、ご確認ください。

#### 4-15 郵送での申請は可能か

可能です。返信用封筒(切手付)をご同封の上、送り状等にご担当者さまのご連絡先を記載してください。

# 4-16 申請書類はどこでもらえる(ダウンロードできる)のか

久留米市ホームページからダウンロードが可能です。

(「久留米市」「屋外広告物」「申請書」で検索ください)

# 5 面積の算定、手数料について

# 5-1 屋外広告物許可手数料について

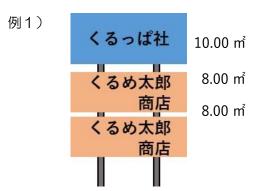
屋外広告物許可手数料については、広告物の種類及び枚数、面積に応じて定められております(巻末<u>別紙2</u>の「久留米市屋外広告物許可手数料」を参照)。なお、照明がある場合は手数料が2倍になります。

屋外広告物許可申請書の「1 種類等」に記載されている広告物毎の面積に応じて手数料を算定し、合計したものを許可手数料とします。

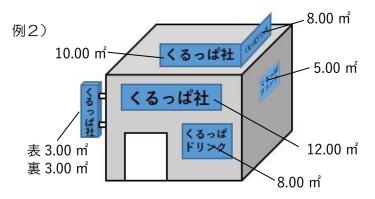
# 5-2 表示面が複数ある広告物の面積及び手数料の算定

広告物の種類及び広告主が同一かによって変わります。原則として下表・下図の通りとなります。

広告物の種類	面積および手数料の算定	
独立広告・屋上広告・突出広告	1基あたりの表示面積の合計	
(表示面の広告主がすべて同じ)	(駐車場 P 等も含む)	
独立広告・屋上広告・突出広告	広告主毎の表示面積	
(表示面の広告主が異なる)	※許可基準は1基あたりの合計表示面積で判断	
	1 板面毎の面積	
B. 布 广 生	切文字や箱文字等の場合はその連続した文字	
壁面広告	等の外形面積	
	※許可基準は1壁面あたりの合計表示面積で判断	



種 類	照明装置	表示内容	数量
独立広告	有・無	くるっぱ社	10.00 m <sup>2</sup>
独立広告	有•無	くるめ太郎	16.00 m <sup>2</sup>
		商店	(8+8)



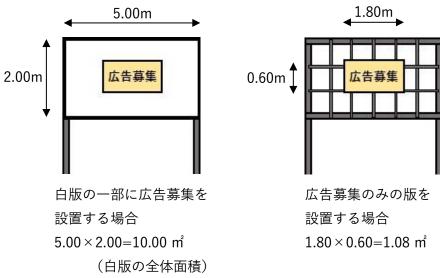
種 類	照明装置	表示内容	数量
屋上広告	有•無	くるっぱ社	18.00 <b>m</b> <sup>2</sup>
		くるっぱドリンク	(10+8)
壁面広告	有•無	くるっぱ社	12.00 m <sup>2</sup>
壁面広告	有•無	くるっぱドリンク	8.00 m <sup>2</sup>
壁面広告	有•無	くるっぱドリンク	5.00 m <sup>2</sup>
突出広告	有·無	くるっぱ社	6.00 <b>m</b> <sup>2</sup>
			(3+3)

# 5-3 広告物の表示面を白地のまま設置する場合の面積の算定

白地の部分に、広告物が再度表示されることが明らかである場合には、白版の全体面積で計上してください。

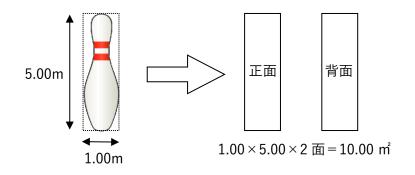
また、白地の一部に小さく「広告募集」と表示する場合においても、表示板全体の面積で計上してください。

なお、白版や広告募集の表示面に新たに広告物を表示する場合は、変更許可が必要です。



# 5-4 立体的な広告物の面積及び手数料の算定

立体的な広告物の手数料は、目視できる部分の合計に応じた金額になり、基本的には近似的に多面体として捉え、目視できる面の見付面積を算定することになり、複雑な造形のときは、単純な形にして面積を算定します。



#### 5-5 面積算定時の小数点以下の処理方法

面積算定時の小数点以下の数値は小数点以下2位までとし、小数点3位以下は切り捨てます(計算途中で省略しないこと)。

表示面積が許可基準に定める限度に近い場合、途中計算の切り捨てをせずに範囲内であるかを確かめるようにしてください。

# 6 変更等の許可について

### 6-1 変更許可が必要となる場合について

規則第9条で定める軽微な変更以外の変更等であり、以下の例になります。

(軽微な変更については 6-5 を参照)

〔変更許可が必要となる例〕

- (1) 大きさ、高さ、表面の材質又は構造物などの変更、改造
- (2) 新たな広告物や照明などの取り付け
- (3) 表示内容、意匠、色彩又は表示面積の変更

### 6-2 既存の広告物に新たに照明を取り付けるが、変更許可は必要か

許可を受けている広告物に新たに照明を取り付ける場合は、広告物の改造に当たるため変更等の許可が必要です。

#### 6-3 変更許可を申請する場合、許可期間は変更できるのか

変更許可の場合の許可期間は、以下の通りです。

許可開始日:変更許可日

許可満了日:従前の許可期間の満了日

なお、申請に先立ち、管理者による点検を実施し、屋外広告物自主点検結果報告書(第3号様式)を添付することで、更新許可と変更許可を合わせて1件で申請することができ、許可日より3年間の許可期間とすることができます。

この場合は、更新を行うため、変更しない広告物に対しても手数料が必要になります。

#### 6-4 変更許可の申請に当たって、手数料は必要か

変更される広告物の種類・面積に応じた手数料が必要になります。

なお、変更をしない広告物については、手数料は不要です (更新許可を併せて申請する場合は必要)。

# 6-5 既存の表示面が退色しているため、規格、意匠及び構造を変えずに表 示面を交換する場合、変更等の許可は必要か

規格、意匠及び構造を変えずに表示面を交換や塗替えをする場合は、軽微な変更に該 当しますので変更許可は必要ありません。

# 6-6 現在の許可基準の施行前に許可を受けて表示されている広告物の板面 を交換・張替する場合は、現在の許可基準が適用されるのか。

現在の許可基準が適用される前に許可を受けて表示又は設置している広告物又は掲出物件において軽微な変更に該当しない変更をする場合は、原則として現在の許可基準が適用されます。

したがって、老朽化などに伴い、規格、意匠及び構造を変更せずに広告物を交換・張替する場合は軽微な変更等に該当するため現在の許可基準は適用されません。

しかし、新たな広告物若しくは照明等を付加し、又は添加する場合は、軽微な変更に該当しないため、変更許可を要します。そのため、現在の許可基準が適用されます。

なお、許可基準については、巻末の<u>別紙3</u>の「久留米市屋外広告物の禁止地域及び 地域区分図」および<u>別紙4</u>の「久留米市屋外広告物の許可の基準」をご確認ください。

# 7 広告物を表示できない「禁止地域」及び「禁止物件」について

#### 7-1 禁止地域とは

屋外広告物の表示が禁止される地域のことで、原則として広告物を表示することができません。ただし。自家用広告物等一部の広告物については、この禁止地域の規制を除外しているものがあります。

- (1) 九州自動車道から展望できる地域で、両側 500m未満の範囲にある地域 (ただし、国勢調査の結果公表される人口集中地区を除く)
- (2) 九州新幹線から展望できる地域で、両側 500m 未満の範囲にある地域 (ただし、国勢調査の結果公表された人口集中地区を除く 都市計画法第8条第1項に定める用途地域に係る部分を除く 上記に掲げる部分の背後の土地を除く)
- (3) 古墳及び墓地

### 7-2 禁止地域はどこで確認できるのか

巻末の<u>別紙3</u>の「久留米市屋外広告物の禁止地域及び地域区分図」をご参照ください。

なお詳細につきましては、久留米市庁舎 12 階の都市計画課の窓口に設置している都市計画等情報閲覧システムにより、閲覧及び印刷が可能です。

#### 7-3 禁止地域にある店舗は、看板を設置できないのか

禁止地域でも、以下の広告物であれば、看板を設置、表示できます。

- ●自家用広告物(<u>1-4</u>参照)で、表示する面積の合計が15㎡以内のもの (5㎡を超える場合は許可が必要)
- ●自己管理用広告物( 1-4 参照)で、表示する面積の合計が5㎡以内のもの

# 7-4 九州自動車道に係る禁止地域だが、周りの建物で遮られて道路からは 見えないので看板を設置可能か

九州自動車道の路端から両側 500m の範囲内にある地域は、広告物の表示を禁止していますが、建物などで遮蔽されて九州自動車道から視認できない広告物は「展望できないもの」に該当するため、表示することができます。

ただし、建物などが解体されて広告物が展望できるようになった場合は当該広告物を 除却又は移転する必要があります。

# 7-5 禁止物件とは

広告物が信号機、歩道柵などの道路付帯設備に表示されると、自動車の安全な運行に 支障をきたす恐れが高くなり、事故の発生も考えられます。また街路樹などに表示され た場合は、まちの美観を著しく損なうことになります。

そのため、公衆に対する危害の発生の防止あるいは良好な景観の形成又は風致の維持を図る目的から、以下の通り、広告物の表示を禁止する物件を定めております。

#### <禁止物件>

- 橋 (橋台及び橋脚を含む)、トンネル、高架構造物及び分離帯
- 街路樹、路傍樹、保存樹
- 景観重要建造物、景観重要樹木
- 信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー、パーキングメーター
- 銅像、記念碑、電話ボックス、公衆便所の外面、郵便ポスト
- 消火栓、火災報知機
- 煙突、ガスタンク、貯水タンク
- ・街路灯柱、電柱(はり紙類又は立看板に限る。)

### 7-6 休日(土日祭日)に限って、はり紙を電柱に貼付できるのか

電柱に、はり紙、はり札又は立看板の広告物を表示することは禁止されており、休日に限った表示もできません。しかし、1-2 に掲げる電柱広告については、広告物の許可基準を満たしたうえで、表示に当たっての電柱の所有者(電力・通信会社など)の承諾、道路占用許可及び広告物の許可を得ることで、設置・表示が可能です。

# 7-7 のぼり旗やはり紙は、歩道橋や歩道柵、街路樹に表示できるのか

歩道橋や歩道柵、街路樹(支柱含む)は、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止している禁止物件に該当するため、のぼり旗やはり紙は表示できません。

## 8 広告物の大きさや高さの基準について

#### 8-1 表示できる広告物の大きさや高さの許可基準について

広告物は、表示する場所が位置する地域の区分(以下「地域区分」という。)において 広告物の種類毎に面積や高さなどの許可基準が定められています。

地域区分については、巻末の<u>別紙3</u>の「久留米市屋外広告物の禁止地域及び地域区分図」、許可基準については<u>別紙4</u>の「久留米市屋外広告物の許可の基準」をご確認ください。

なお地域区分につきましては、久留米市庁舎 12 階の都市計画課の窓口に設置している都市計画等情報閲覧システムにより、閲覧及び印刷が可能です。

## 8-2 敷地が複数の地域区分にわたる場合の許可基準について

広告物の許可基準は、地域区分により表示できる面積や高さなどを定めています。 このため、敷地や建物が複数の地域区分にまたがる場合は、基本的には地域区分毎の 許可基準が適用されます。

また、表示する広告物が複数の地域区分にまたがる場合は、これらの地域区分のうち、 厳しい地域の許可基準に適合する必要があります。

## 8-3 塀に広告物を取り付ける場合や、塔屋の広告などは、どの種類になるのか

原則として、下表の通りとします。詳細については図面や写真を元に判断いたしますので、お問合せください。

広告物の設置方法	広告物の種類	
	壁面広告	
   塀やフェンスに広告物を取り付ける場合	(広告物の表示・設置を目的とし	
場 ペンエンスに囚告物を取り付ける場合	た塀やフェンスの場合は独立広	
	告として取扱う場合あり)	
工事用の仮囲いや足場シートに広告物を	壁面広告	
取り付ける場合		
	壁面広告	
建物の塔屋(機械室、階段室等含む)の	(広告物の表示・設置を目的とし	
壁面に広告物を設置する場合	た塔屋の場合は屋上広告として	
	取扱う場合あり)	
勾配屋根の屋根上に広告板等を設置する場合	屋上広告	
広告物を建物天井から吊り下げる場合	突出広告	

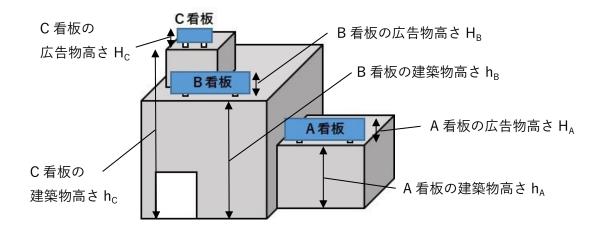
## 8-4 独立広告や屋上広告の許可基準の高さには、外付けの付属照明は含まれるか

含まれません。

# 8-5 屋上広告の許可基準にある建築物の高さは、高さが一定でない場合、 どの部分になるのか

屋上広告の許可基準における、建築物の高さ(h)については、地上からパラペットの 天端又はその他これに代わるものまでの高さになります。高さが一定でない場合には、 その広告物を設置する箇所の建物の最高部になります。

なお、広告物の高さ(H)は、その広告物を設置する箇所の建物の最高部から、その広告物の頂部の高さまで(付属照明含まず)となります。



#### 8-6 建物の塔屋の上に広告物を表示する場合の建物の高さは

塔屋の上に広告物を表示する場合の建物の高さは、塔屋の天端までの高さになります (8-5 図の C 看板を参照)。

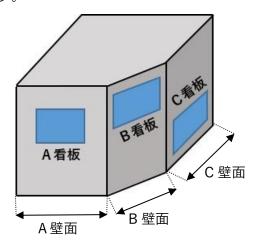
#### 8-7 壁面広告での壁面面積にはガラス窓面部分も含めてよいか

ガラス窓面部分も含められます。しかし吹抜け部分は含められません

## 8-8 多面形平面の建物に広告物を表示する場合の壁面面積の取扱い

各折れ点毎の壁面による壁面面積になります(下図参照)。

また、曲面状や極めて短い壁面の場合は、東西南北の各立面投影面をそれぞれ一の壁面とみなします。



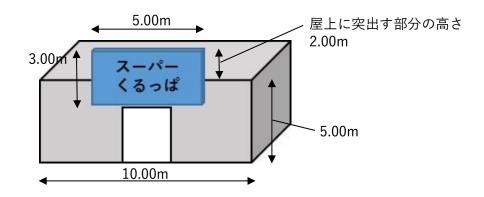
左図のような場合において、

壁面広告の許可基準は

A~C 壁面それぞれの壁面面積の 1/3(2種 許可地域)若しくは 1/5 以内(1種許可地域)となります。

# 8-9 壁面に設置する広告板の一部が建物上部から突出する場合の許可基準について

壁面に設置されているため、壁面広告として取り扱いますが、突出している部分については、屋上広告の許可基準にも適合する必要があります(下図参照)。



#### 

⇒ 4.50 m ≤ 50 m よって OK

# 8-10 懸垂幕を独立広告に共架する場合や、壁面に設置する場合の許可基準について

懸垂幕は広告幕に分類され、許可基準は定められていません。

しかし独立広告に共架する場合には、独立広告の許可基準(1基あたり 20 ㎡若しくは 50 ㎡以内など)に適合する必要があります。

同様に、壁面に設置する場合にも、壁面広告の許可基準(当該壁面の 1/3 若しくは 1/5以内など)に適合する必要があります。

なお、許可期間が異なるため、申請方法については 4-8 を参照ください。

# 8-11 コンビニ壁面の帯状のコーポレートカラー部分にも許可基準が適用されるのか

店名や商標、ロゴの部分は広告物ですが、壁にラインなどの模様が入った部分は着色 した外壁であり広告物には該当しないことから許可基準は適用されません。

なお、別途、景観法や地区計画等により色彩等の規制がある場合がありますので、ご注意ください。

#### 8-12 独立広告の一部の表示面を白地で設置する場合の表示面積

表示面・板が複数ある独立広告の場合、全ての表示面の面積の合計を許可基準の面積 以内にする必要があります。

この場合、表示面が白地の広告板と、他の広告板の表示面との合計の面積が許可基準に適合する必要があります。

なお、白地の広告板に、広告物が再度表示されることが明らかでない場合には、この 限りではありません。

#### 8-13 色彩基準の地色とは

第1種許可地域における自家用広告物以外の広告物には、下表の通り広告物の地色に は高彩度な色彩の使用が制限されます。

:

色相	使用できる彩度
R•YR•Y	彩度 10 以下
G • GY • P • PB • RP	彩度8以下
B • BG	彩度6以下

地色(ベースカラー)とは、広告物の地・背景となっている色のことを指します。

# 久留米市屋外広告物許可申請における提出書類チェックリスト

久留米市 都市建設部 都市計画課 TEL0942-30-9083 FAX0942-30-9714

◎許可申請に必要な書類(○:提出が必要)

書類名		申請の種類			
		口 新 規	口変更	□更新	
1	屋外広告物許可申請書 【第1号様式】	0	0	0	
2	位 置 図	0			
3	配置図	0	0		
4	仕様書・図面 (※)	0	0		
⑤-1	現 況 写 真(カラー) (敷地全景・個別の広告物)	0	0	0	
⑤-2	現 況 写 真(カラー) (点検時の詳細写真)	□ 既設の場合は必要		0	
6	自主点検結果報告書 【第3号様式】	□ 既設の場合は必要		0	
⑦-1	道路占用許可書	□ 道路上空に設置・表示する場合必要			
土地使用契約書		0	0	0	
7-2	·承諾書等	<b>*</b> F	自己所有地・物件の場合は	不要	
⑦-3	工作物確認申請の 確認済書・検査済書	□ 高さ 4m を超える場合必要 ※同時提出の際は確認申請書を事前確認			
		0	□ 管理者を変	更した場合必要	
8	管理者の資格の写し	※堅固な広告物等で高さが4m以下、			
(建築士・屋外広告士)		かつ敷え	つ敷地内表示面積15㎡以下の場合は不要		
		※簡易な広告物の場合は不要			
9	その他市長が必要と認め る書類	□ 審査の際に提出をお願いすることがあります			

※広告物の意匠、色彩(マンセル値)及び寸法や面積を表示した図面(建築物壁面を利用する広告物の場合は、その建築物の 壁面面積及びその建築物と広告物の位置関係を示す図面を含む)

# ◎その他届出など(変更・更新申請時および適宜ご提出ください)

広告物の表示者、管理者を <u>変更</u> した場合。	昆丛广生物 英理老笠亦更足[5.4. ]
広告物の表示者、管理者の 氏名・名称・住所を変更した場合。	·屋外広告物 管理者等変更届【5号様式】
広告物を一部又は全て撤去した場合。	屋外広告物 除却(滅失)届
広告物の新規・変更工事が完了した時。	屋外広告物 工事完了届

※各種様式は久留米市ホームページよりダウンロードください(「久留米市」「屋外広告物」「申請書」で検索)

# ◎許可基準との適合

			口禁止地域で	だはない	
秀	<b>禁止地域</b>	(九州自動車道・九州新幹線両側 500m 未満の地域の場合、要確認)			
	∙物件	口 禁 止 物 件 ではない			
		(橋、橋脚、トン	/ネル、高架、街路樹、	道路標識、防護柵など)	
		□ 第1種許	□ 第2種許可地域		
計	中可地域	(市街化調整区域	、用途無指定	(左記以外の地域)	
		第一種・第二種低層	住居専用地域)		
	口 独立	□H≦10m	SACISE TO SE	□H≦15m	
	広告	$\square$ S $\leq$ 20 m <sup>2</sup>	※地色は、   色相より以下の通り	□ S ≦50 m²	
	(1基当り)	□地色の色彩(自己外のみ)	口用より終しの過り		
	口 屋上	□H≦1/3h	(1)R,YR,Yの場合、	□H ≤1/2 h	
<del>=</del> /⊤	広 <del>告</del>	$\Box H + h \le 50m$	彩度 10 以下	$\Box$ H + h $\leq$ 50m	
許可		□地色の色彩(自己外のみ)	(2) G, GY, P, PB, RP		
可基準	□ 壁面	$\square$ S $\leq$ 1/5 S'	の場合、	$\square$ S $\leq$ 1/3 S'	
华	広 <del>告</del>	□地色の色彩(自己外のみ)	彩度8以下		
	(1壁面当り)		(3)B,BGの場合、		
	口 突出	$\square$ S $\leq$ 5 m <sup>2</sup>	彩度6以下	$\square$ S $\leq$ 30 m <sup>2</sup>	
	広 <del>告</del>	□地色の色彩(自己外のみ)			
	(1壁面当り)				
	*	H=広告高さ h=建物	高さ S=広告面積	S'=対象立面面積	

# ◎申請方法・送り状

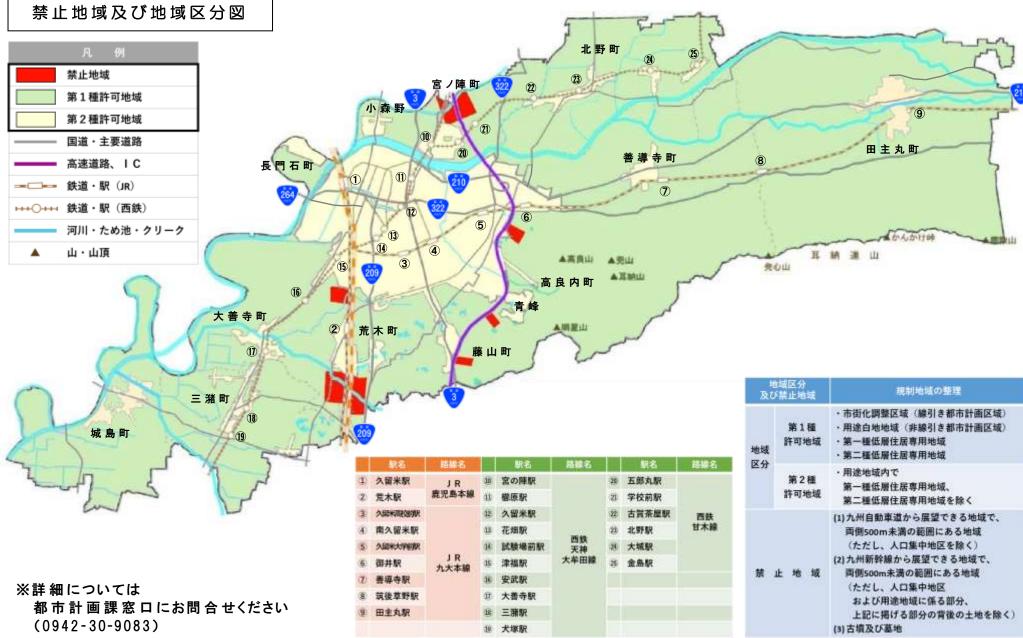
提出方法			
□ 窓口提出		口 郵送提出	
※市役所12階都市計	画課	※返信用封筒	笥(切手含)をご同封ください
	手 紛	<b>着</b>	
□ 申請者		管理者	<ul><li>□ その他( )</li><li>※委任状をご提出ください</li></ul>
ご担当者名			ご担当者連絡先
	様		
	その他ご	連絡事項	

# 【久留米市屋外広告物許可手数料】(条例 第5、11条)

区 分	単位	金額
(1) はり紙	1 枚につき	5 円
(2) はり札	1 枚につき	10円
(3) 広告幕	1 枚につき	400円
(4) 立看 板	1個につき	200円
(5)アドバルーン	1個につき	1,000円
(6) 電柱を利用する広告物	1個につき	200円
(7) その他の広告物		
1 ㎡ 未 満	1個につき	200円
1 ㎡以上 2 ㎡未満	1個につき	400円
2 ㎡以上 5 ㎡未満	1個につき	800円
5 ㎡以上 1 0 ㎡未満	1個につき	1,600円
1 0 ㎡以上 2 0 ㎡未満	1個につき	3,200円
2 0 ㎡ 以上 3 0 ㎡ 未満	1個につき	5,000円
3 0 ㎡以上 5 0 ㎡以下	1個につき	8,000円
50㎡を超えるもの	1個につき	8,000円に50㎡を超え
		る面積(1㎡未満の端数を
		生じる場合は、1㎡に切り上
		げた面 積 ) について1 ㎡につ
		き200円を乗じて得た金額
		を合算した額。但し、その額
		が50,000円を超えるとき
		は50,000円とする。

備考 照明を伴うものについては、この表に定める額に、10割を加算した額とする(2倍になる)。

例 屋上広告 7 4. 2 ㎡(照明あり)の場合 … 74.2 ㎡ − 50 ㎡ = 24.2 ㎡ → 25 ㎡ × 200 円 = 5,000 円 よって (8,000+5,000) × 2 = 26,000 円となる 久留米市屋外広告物の 禁止地域及び地域区分図



# 【久留米市屋外広告物の許可の基準】(条例第9条、規則別表第2)

独立広告		第1種許可地域	第 2 種 許 可 地 域
<b>T</b>	高さ	H ≦ 10 m	H ≦ 15 m
S H	面積	S ≦ 20 ㎡ (1 基 当 り)	S ≦ 50 ㎡ (1 基 当 り)
	色彩	地色に高彩度の色彩 の使用を禁止 <sup>(※)</sup>	_
	その他	・外付けの付属照明に	は高さHに含まない
屋上広告		第1種許可地域	第 2 種 許 可 地 域
s ‡ <sub>H</sub>	高さ	$H \le 1/3h$ $H + h \le 50m$	$H \le 1/2h$ $H + h \le 50m$
	色彩	地色に高彩度の色彩 の使用を禁止 <sup>(※)</sup>	-
h	その他	<ul><li>・外付けの付属照明に</li><li>・建物の高さが一定で広告物を設置する値</li><li>さをhとする</li></ul>	
壁面広告		第1種許可地域	第 2 種 許 可 地 域
**************************************	面積	S≦ 1/5S' (1壁面当り)	S≦ 1/3S' (1壁面当り)
S h	色彩	地色に高彩度の色彩 の使用を禁止 <sup>(※)</sup>	_
S'=w×h	その他	・各面毎の建物壁面 ・多角形の場合は各技 る	
突 出 広 告		第 1 種 許 可 地 域	第 2 種 許 可 地 域
	面積	S ≦ 5 ㎡ (1 壁 面 当 り)	S ≦ 30 ㎡ (1 壁 面 当 り)
S	色彩	地色に高彩度の色彩 の使用を禁止 <sup>(※)</sup>	_
│	その他	・広告物が道路に突と 占用許可が必要	出する場合には道路

※ 第1種許可地域における自家用広告物以外の 広告物には、右表の通り広告物の地色に 高彩度な色彩の使用が制限されます。

色相	使用できる彩度
R·Y R·Y	彩度 10 以下
G·GY·P·PB·RP	彩度 8 以下
B·B G	彩度 6 以下